

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

1 センサスとは

古代ローマに“センソール”という職の役人がおり、その役職は5年ごとにローマ市民の数などを調査することを仕事としていたことから、センソールが行う調査を“センサス”と呼んでいたといわれている。これによりセンサスとは、通常全てを調査の対象とし、個々の対象に調査票を使って、全般的な多項目にわたる調査を行うことを言うようになった。

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査（既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する調査をいう。）を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2025年農林業センサスは、戦後16回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから11回目、戦後では14回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から10年ごとに実施してきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2025年農林業センサスは、林業センサスとしては10回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから8回目となっている。

5 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティー活動等を把握するための「農村集落調査」（付帯調査）を

実施した。

具体的には、次の見直しを行っている。

(1) 農林業経営体調査

ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000 年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する 3 調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する 3 調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来 10 年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に 5 年周期で実施することとした。

イ 農林業経営体を調査対象に設定

2005 年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

- (ア) 農林産物の生産を行うか、又は委託を受けて農林業作業を行い、
- (イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）

とした。

なお、1 つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）には、それぞれの者を調査対象とした。

ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、次に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

- (ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が 30 a 以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

- (イ) 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

- (ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が 3 ha 以上で、かつ、調査期日前 5 年間継続して林業経営（育林又は伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者を調査対象とした。

- (イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200 m³以上である者を調査対象とした。

- (ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合
全てを調査対象とした。

(2) 農山村地域調査

ア 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

イ 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、全域が市街化区域である農業集落については、農政の施策の対象範囲外であることから調査対象から除外した。

Ⅱ 2025年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2025年農林業センサス（以下「調査」という。）は、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

3 調査体系

調査は、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の対象、調査の系統については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計は全て農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査の対象	調査の系統
農林業経営体調査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 ^注	農林水産省 都道府県 市区町村 統計調査員 調査対象 (農林業経営体)
農山村地域調査	【市区町村調査】 全ての市区町村	農林水産省 調査対象 (市区町村)
	【農業集落調査】 全域が市街化区域に含まれる農業集落及び農林業経営体調査客体候補一覧表に登載された者がいない農業集落を除く全ての農業集落	農林水産省 (民間事業者) 調査対象 (農業集落精通者)

注： 試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

4 調査の対象地域の範囲

調査の対象地域の範囲は、全国とした。

5 調査事項

(1) 農林業経営体調査

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業労働力
- エ 経営耕地面積等
- オ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況
- カ 農産物の販売金額等
- キ 農作業受託の状況
- ク 農業経営の特徴
- ケ 農業生産関連事業
- コ 保有山林面積

- サ 育林面積等及び素材生産量
- シ 林業労働力
- ス 林産物の販売金額等
- セ 林業作業の委託及び受託の状況
- ソ その他農林業経営体の現況

(2) 農山村地域調査

- ア 総土地面積・林野面積
- イ 地域資源の保全状況・活用状況
- ウ その他農山村地域の現況

6 調査期日

令和7年2月1日現在で実施した。

7 調査方法

(1) 農林業経営体調査（(2)を除く）

統計調査員が調査対象に調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を統計調査員又はオンライン（農林水産省共通申請サービス（eMAFF））により回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法により行った。

なお、調査対象が郵送による提出を希望した場合は、郵送により回収する自計調査の方法により行った。

(2) 農林業経営体調査（石川県一部地域（七尾市、志賀町、穴水町、輪島市、珠洲市及び能登町））

農林水産省が委託した民間事業者が調査対象に郵送により調査票を配布し、調査対象が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。なお、調査対象から聞き取り調査（他計報告調査）の申出があった場合には、民間事業者からの電話による聞き取り調査の方法により行った。

また、郵送、オンライン又は電話により回答が得られない場合は、民間事業者の調査員が調査票を配布・回収する自計報告調査又は調査員による面接聞き取り調査の方法により行った。

(3) 農山村地域調査

市区町村調査については、農林水産省が調査対象に調査票をオンライン（電子メール）により配布・回収する自計調査の方法により行った。

農業集落調査については、農林水産省が委託した民間事業者が農業集落精通者に対し郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。なお、農業集落精通者が聞き取り調査（他計報告）を希望した場合は、民間事業者からの電話による聞き取り調査の方法により行った。

また、郵送、オンライン又は電話により回答が得られない農業集落については、民間事業者の調査員が調査票を回収する自計報告調査又は調査員による聞き取りをする方法により行った。

「最も近いD I D（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間」、農業集落の概況及び法制上の地域指定等については、行政情報や民間データを活用して把握した。

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

区 分	調査票	
	配布対象数	有効回答数
農林業経営体調査	864,698	847,031
農山村地域調査 (市区町村調査)	1,892	1,892
農山村地域調査 (農業集落調査)	134,258	126,169

注1： 農林業経営体調査の「調査票配布対象数」とは、調査員が訪問し、面接により農林業経営体に該当すると判定できた数である。

注2： 「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された調査票の数である。

9 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

Ⅲ 2025 年調査の主な変更点

【農林業経営体調査】

調査項目の見直し

- (1) 世帯員の個人別属性情報の把握範囲の変更

個人経営体の経営内部の農業労働力の詳細把握について、農作業に従事しない世帯員の把握を取りやめ、農作業に従事した世帯員のみとした。

- (2) 調査項目の新設

ア 経営主について、経営の開始又は経営継承からの期間

イ 過去 1 年間の農産物の販売金額及び農業生産関連事業の売上金額について、それぞれに占める輸出金額の割合

ウ 有機農業の取組について、耕地の実面積及びその内数として牧草地の面積、並びに茶の栽培面積

エ 農業経営へのデータ活用について、外部サービス・サポート利用の状況

オ 保有山林について、立木販売した実面積及びその内数として主伐面積

(3) 調査項目の削減

- ア 個人経営体について、地域の集落営農組織への参加状況
- イ 青色申告の実施状況について、その継続年数
- ウ 農業生産関連事業について、常雇い及び臨時雇いの従事日数の合計
- エ 農作業受託について、さとうきび作の作業別受託面積
- オ 林業経営体の経営内部の労働力について、個人ごとに把握していた生年月及び過去 1 年間のふだんの状況等（代わりとして従事日数階級別に男女別の合計人数を把握）

【農山村地域調査】

調査対象農業集落の変更

調査環境の変化に対応するため、市区町村から農業集落精通者に関する情報の提供を受けて、その者を調査対象とする方法から、「農林業経営体調査客体候補一覧表」[※]を基に候補者を選定する方法に変更した。このため、「農林業経営体調査客体候補一覧表」に登載された者がいない農業集落（全農業集落のうち、全域が市街化区域の農業集落を除いた 138,322 集落のうち 4,064 集落。）は調査対象から除外した。

これに伴い、調査期間を調査期日年の 10 月～12 月に変更した。

注： 「農林業経営体調査客体候補一覧表」とは、直近の農林業センサスにおける農林業経営体調査客体候補名簿を農林水産省及び地方公共団体が保有する行政記録情報等を用いて更新の上で一覧にしたもの。

IV 統計表の編成

1 統計表の概要

統計表の表章範囲は、全国農業地域及び各都道府県別である。

2 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	(北関東、南関東、東山)
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
東山	山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	(山陰、山陽)
山陰	鳥取、島根
山陽	岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	(北九州、南九州)
北九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分
南九州	宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	(1)の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1)の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	(1)の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	(1)の九州の所属都道府県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

V 用語の解説（農林業経営体調査）

1 農林業経営体

農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 <table><tr><td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr><tr><td>②施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr><tr><td>③果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr><tr><td>④露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr><tr><td>⑤施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr><tr><td>⑥搾乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr><tr><td>⑦肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr><tr><td>⑧豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr><tr><td>⑨採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr><tr><td>⑩ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr><tr><td>⑪その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr></table> (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。） (4) 農作業の受託の事業 (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350 m ²	③果樹栽培面積	10 a	④露地花き栽培面積	10 a	⑤施設花き栽培面積	250 m ²	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭	⑧豚飼養頭数	15 頭	⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
①露地野菜作付面積	15 a																						
②施設野菜栽培面積	350 m ²																						
③果樹栽培面積	10 a																						
④露地花き栽培面積	10 a																						
⑤施設花き栽培面積	250 m ²																						
⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭																						
⑦肥育牛飼養頭数	1 頭																						
⑧豚飼養頭数	15 頭																						
⑨採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000 羽																						
⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						
林業経営体	農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。																						
個人経営体	個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。																						
団体経営体	個人経営体以外の経営体をいう。																						

2 組織形態別

法人化している 経営体 (法人経営体)	農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。
会社	次のいずれかに該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	次のいずれかに該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連など）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会が該当する。
その他の各種 団体	農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合、農業関係団体、森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。
地方公共団体・ 財産区	地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。
任意団体	法人化していない経営体のうち、個人経営体に該当しない任意の団体で、法人化していない集落営農組織などが該当する。

3 労働力等

経営主	農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。
世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
役員・構成員	役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。 構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。 なお、役員会に出席するだけの者は含まない。
後継者	農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。
親族	経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族（配偶者を含む。）をいう。
親族以外の経営内部の人材	農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。
経営外部の人材	「親族」及び「親族以外の経営内部の人材」に含まれない者をいう。
雇用者	農作業（林業作業）のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で農作業（林業作業）のために雇った人をいう。 年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。
臨時雇い	「常雇い」に該当しない日雇い・季節雇いなど、農作業（林業作業）のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。 なお、酪農ヘルパーなど、農作業を委託した場合の労働は含まない。 また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農作業（林業作業）に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人が7か月未満で辞めた場合を含む。

4 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作により借り受けた農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはしていない。

(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしていない。

(4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。

また、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、専らきのか栽培を行っている敷地は耕地とはしていない。ただし、農地法（昭和27年法律第229号）第43条に基づきコンクリート床などに転換した農地は耕地とした。

(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。

(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。

(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
畑のうち牧草専用地	牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。 (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 (2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。 ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
所有耕地	自ら所有し耕作している耕地（自作地）に貸付耕地を加えたものをいう。
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借り入れている山林、原野等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。
施設園芸に利用したハウス・ガラス室	ハウスとは、強化プラスチック、ビニール、ポリエチレン、寒冷しゃ等で園地全面を被覆している施設で、そのなかで作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのものをいう（雨よけ程度のものは含めない。）。 ガラス室とは、ガラス（ガラス繊維強化板を含む。）で、全体を被覆している恒久的施設をいう。 ただし、水稻の育苗やきのこの栽培だけに使ったものは除いた。
加温温室	過去1年間に施設園芸に利用したハウス、ガラス室のうち、ボイラー等加熱施設により加温した施設をいう。

5 農業経営組織別

単一経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。
準単一複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

複合経営経営体	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。
---------	--

6 農業生産

(1) 販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。
作付面積	は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。
栽培面積	一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。

(2) 販売目的の家畜

乳用牛	現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。 乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
和牛と乳用種の交雑種	乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛をいう。 なお、F1牛のめすに肉用種のおすを交配し生産されたF1クロス牛も含む。
豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。 種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。 なお、廃鶏も調査日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。 肉用種、卵用種は問わない。

7 農産物の販売

農産物販売金額	肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。
---------	---

8 農作業の受託

農作業の受託	農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。
--------	----------------------------

9 農業生産関連事業

農業生産関連事業	自ら経営していて、①自家で生産した農産物を使用、②所有または借り入れている耕地もしくは農業施設を利用している、のいずれかに該当する事業で、「農産物の加工」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「再生可能エネルギー発電」などが該当する。
農産物の加工	販売を目的として自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。
小売業	自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 なお、自らが経営に参加していない直売所等で消費者に直接販売している場合は含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ、又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。
貸農園・体験農園など	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、料金を得ている事業をいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協等が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、代金を得ている事業をいう。
再生可能エネルギー発電	農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）からの発電に取り組んでいる事業をいう。

10 農業経営の取組

青色申告	不動産所得、事業所得又は山林所得のある人で、納税地の所轄税務署長の承認を受けた人が確定申告を行う際に、一定の帳簿を備え付け、日々の取引を記帳し、その記録にもとづいて申告する制度をいう。
正規の簿記	損益計算書と貸借対照表が導き出せる組織的な簿記の方式（一般的には複式簿記）を行っている場合をいう。
簡易簿記	「正規の簿記」以外の簡易な帳簿による記帳を行っている場合をいう。
現金主義	現金主義による所得計算の特例を受けている場合をいう。
有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬の両方を使用しない農業をいい、有機JASの認証を受けていない場合も該当する。 なお、以下の取組については有機農業に該当しない。 (1) 化学的に合成された肥料及び農薬を使用した「減化学肥料栽培」、「減農薬栽培」 (2) 化学的に合成された肥料を含む「有機入り化成肥料」や「有機配合肥料」を使用した場合
農業経営を行うためにデータを活用	効率的かつ効果的な農業経営を行うためにデータ（気象情報、市況、生産履歴、生育状況などの情報（紙媒体、電子媒体を含む。））を活用することをいい、次のいずれかの場合をいう。
気象・市況等のデータを見て農業	新聞、パソコン、スマートフォンなどを用いて気象情報、市況などのデータを見て、農業経営の参考に活用することをいう。
農作業履歴等のデータをパソコン等で記録	パソコン、スマートフォンなどを用いて農作業履歴や経営管理などのデータを記録（農業用機械やほ場に設置したセンサーなどの機器からの自動入力を含む。）することをいう。
機器・センサーを用いて生育状況等のデータを計測・取得して分析	土壌分析、センサー、ドローンなどを用いてほ場環境や生育状況などのデータを計測・取得し、分析することをいう。
データ分析を活用した営農上のサービスやサポートを利用	データに基づく営農指導など、外部のサービスやサポートを利用している場合をいい、以下のようなものが該当する。 (1) 営農データや土壌・育成データなどの収集・分析サービスを利用すること。 (2) 可変施肥・農薬ピンポイント散布などのデータ分析に基づく営農

- 代行サービスを利用すること。
- (3) 普及指導員・営農指導員などからデータに基づいた指導（土壌診断に基づく施肥設計等）を受けること。

11 個人経営体

(1) 農業所得依存度別（旧主副業別）

農業所得主経営体	世帯所得の50%以上が農業所得である個人経営体をいう。
農外所得主経営体	世帯所得の50%未満が農業所得である個人経営体をいう。
主業経営体	農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
準主業経営体	農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。

(2) 農業従事者等

基幹的農業従事者	自営農業を主な仕事としている世帯員をいう。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

12 総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。

13 林業経営体

(1) 山林及び林業作業

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林、所在地以外の市区町村等に所有している山林も含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含む。
貸付山林	所有山林のうち、山林として使用するため、他人が地上権の設定をした山林、他人に貸している土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。
借入山林	山林として使用するため、地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林及び分収している山林をいう。 また、共有林などのうち、割り替えされる割地（何年間かで利用できる区域が変更されるもの）があれば、それも含む。
保有山林	自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。 保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林
他に作業・管理を任せている山林	保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。 ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。
他から作業・管理を任されている山林	保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいう。 ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含まない。
植林	山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などを行うことをいう。
下刈りなど	林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。
間伐	林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。

(2) 素材生産

素材生産量	素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。 素材生産量とは丸太の体積のことをいい、一般的には立法メートル（m3）単位で表示する。
立木買いによる 素材生産	立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。

(3) 林産物の販売

林産物販売金額	過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのこ類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。
用材	樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。
立木で	立木のまま販売したものをいう。
素材で	立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。
ほだ木用原木	保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。

Ⅵ 利用上の注意

- 1 表中に使用した記号は次のとおりである。
「0」：単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
「－」：調査は行ったが事実のないもの。
- 2 面積、飼養羽数及び出荷羽数は各単位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。
- 3 この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「2025 年農林業センサス」（農林水産省）による旨を記載してください。
- 4 本統計のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 】
なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。
- 5 本調査結果を利用するにあたっての留意事項
 - ア 後継者の確保状況について、本調査においては「5 年以内に後継者に引き継ぐ意向の有無」を新たに把握したため、「5 年以内に農業を引き継ぐ後継者の確保状況」を把握した「前回調査（2020 年調査。以下同じ。）」の結果と比較する際には留意する必要がある。
 - イ 雇用者について、本調査においては農業経営のために雇った人、農業生産関連事業のために雇った人をそれぞれ把握しており、前回調査は農業関連事業を含めた人数把握となっているため、前回調査の結果と比較する際には留意する必要がある。
 - ウ 有機農業の取組について、前回調査においては、有機農業に取り組んでいると回答した経営体の中に、減農薬栽培や一部化学的に合成された肥料や農薬資材を使用していると回答する経営体が含まれている可能性が示唆されたため、本調査においては、調査票上に有機農業の取組に関する説明を詳細に記すよう改善を図った。そのため、前回調査の結果と比較する際には留意する必要がある。
 - エ データを活用した農業について、本調査においては調査項目を見直し、単一選択項目から複数選択項目としたため、前回調査の結果と比較する際には留意する必要がある。

Ⅶ お問合せ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第 1 班

電話：03－3502－8111 内線3665

直通：03－3502－5648

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】